

◎新潟県選挙管理委員会告示第47号

令和8年5月31日執行の新潟県知事選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱うものと定めた。

令和8年5月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

選挙長の事務を取り扱う場所 所在地

新潟県庁行政庁舎 2階 会議室201 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

(ただし、5月14日午前10時までとし、5月14日午前10時以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)